

府政防第728号
平成29年5月31日

各都道府県防災主管部長 殿

内閣府政策統括官（防災担当）付
参事官（調査・企画担当）

「梅雨期及び台風期における防災態勢の強化について」に記載されている
躊躇なく避難勧告等を発令するための具体的な取組について（通知）

平素より、防災行政の推進に御尽力を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、中央防災会議会長（内閣総理大臣）から通知された「梅雨期及び台風期
における防災態勢の強化について」（平成29年5月31日中防消第3号）におい
て、「避難勧告等に関するガイドライン」の事項が記載されております。

「梅雨期及び台風期における防災態勢の強化について」（抜粋）

水害、土砂災害から人的被害や孤立者を減らすためには、適時的確な避難
勧告等の発令・伝達が重要であることから、「避難勧告等に関するガイドラ
イン」に記載されているとおり、市町村は空振りをおそれずに躊躇なく避難
勧告等を発令することを基本とし、発令する際には、対象者ごとにとるべき
避難行動がわかるように繰り返し伝達することを徹底されたい。

近年では毎年、災害時に避難勧告等の発令が躊躇された事態が報告されてい
ます。

そこで、「避難勧告等に関するガイドライン」を平成29年1月に改定したこ
ともあり、躊躇なく避難勧告等を発令するための具体的な取組について改めて
通知いたします。

貴殿におかれましては、貴都道府県内の市町村に周知していただき、都道府県
関係部局が連携して助言する体制を構築するなど、市町村が躊躇なく避難勧告
等を発令するための取組に引き続き支援を行っていただきますようお願いいた
します。

躊躇なく避難勧告等を発令するための具体的な取組
「避難勧告等に関するガイドライン」から該当箇所要約

(発令基準)

- ・ 避難勧告等を発令したにもかかわらず災害が発生しない、いわゆる「空振り」の事態を恐れず避難勧告等を発令すること。そのためにも、具体的で分かりやすい判断基準を設定すること
- ・ 事態が急変し、災害が切迫した場合には、避難準備・高齢者等避難開始、避難勧告、避難指示（緊急）の段階を踏まずに避難勧告等を発令する等、柔軟に対応すること
- ・ たとえ指定緊急避難場所が未開設であったとしても、あるいは夜間や外出が危険な状況であっても、災害が切迫した状況であれば、原則として避難勧告等を発令すること

(防災体制)

- ・ 災害時の応急対応に万全を期すため、災害時において優先させる業務を絞り込み、その業務の優先順位を明確にしておくこと
- ・ 全庁をあげて災害時の業務を役割分担する体制や、発令に直結する情報を首長が確実に把握できるような体制を構築すること
- ・ いざという時に、河川管理者や気象台の職員、その経験者、防災知識が豊富な専門家等の知見を活用できるような防災体制を平時から構築しておくこと
- ・ 予期せぬトラブル等があることも想定し、いざという時の伝達手段の充実を図ること
- ・ 上記について、実践や訓練を通じて改善を重ねていくこと
- ・ 避難場所の開設に要する時間、費用を案じて、そのことが避難勧告等の発令を躊躇した一因となっているとの指摘もある。指定緊急避難場所の開設費用については、その後の避難所の運営費用とあわせて、災害救助法適用による支援対象となることに留意すべきである。また、災害救助法の適用に至らない場合に備え、実際に支出した費用を補償する全国市長会、全国町村会の保険制度^{*}を活用すること等も考えられる

(※ 平成29年度から普通交付税措置が講じられる)

詳細については「避難勧告等に関するガイドライン」(内閣府HP) 参照

(URL : http://www.bousai.go.jp/oukyu/hinankankoku/h28_hinankankoku_guideline/index.html)

<本件担当>

内閣府 政策統括官(防災担当)付 参事官(調査・企画担当)付 参事官補佐 多田 直人
主 査 吉松 直貴
大方 陽平

TEL : 03-3501-5693 (直通)